

第22回高知市総合教育会議

配付資料

- 次第
- 名簿
- 高知市総合教育会議運営要綱
- 資料等
 - 議題1：高知市立長浜小学校児童プール事故検証報告書について
 - 資料① 高知市立長浜小学校児童プール事故検証報告書について
 - 議題2：プール授業再開に向けて
 - 資料① 高知市「安全・安心で楽しい体育授業」支援事業
 - 資料② 安全・安心で楽しい水泳授業のために
小学校における水泳授業の安全管理マニュアル
 - 資料③ 高知市「安全・安心で楽しい体育授業」支援事業
(水泳授業再開に関する関係各課支援スケジュール4月～8月)

第22回高知市総合教育会議 次 第

令和7年5月8日（木） 15：30～17：00

本庁舎6階 611・612・613会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 題

- (1) 高知市立長浜小学校児童プール事故検証報告書について
- (2) プール授業再開に向けて

4 その他

5 閉 会

第22回 高知市総合教育会議名簿

令和7年5月8日

職名等		氏名
市長		桑名 龍吾
副市長		神谷 美来
教育委員会	教育長	永野 隆史
	教育委員	谷 智子
	教育委員	野並 誠二
	教育委員	森田 美佐

高知市総合教育会議運営要綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 9 項の規定により、高知市総合教育会議運営要綱を次のように定める。

（総則）

第 1 条 高知市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（招集）

第 2 条 市長は、法第 1 条の 4 第 3 項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、高知市ホームページに掲載して公表するものとする。

3 前項の規定は、第 1 項の通知に係る事項を変更した場合（会議を中止した場合を含む。）について準用する。

（会議の非公開）

第 3 条 市長は、法第 1 条の 4 第 6 項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。この場合においては、第 2 条第 2 項の規定を準用する。

2 前項の規定は、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しない。

（議事録）

第 4 条 市長は、法第 1 条の 4 第 7 項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者（傍聴人除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。この場合においては第 2 条第 2 項の規定を準用する。ただし、前条の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

（議事進行及び庶務）

第 5 条 会議の議事進行及び庶務は、総務部が行う。

（補足）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。

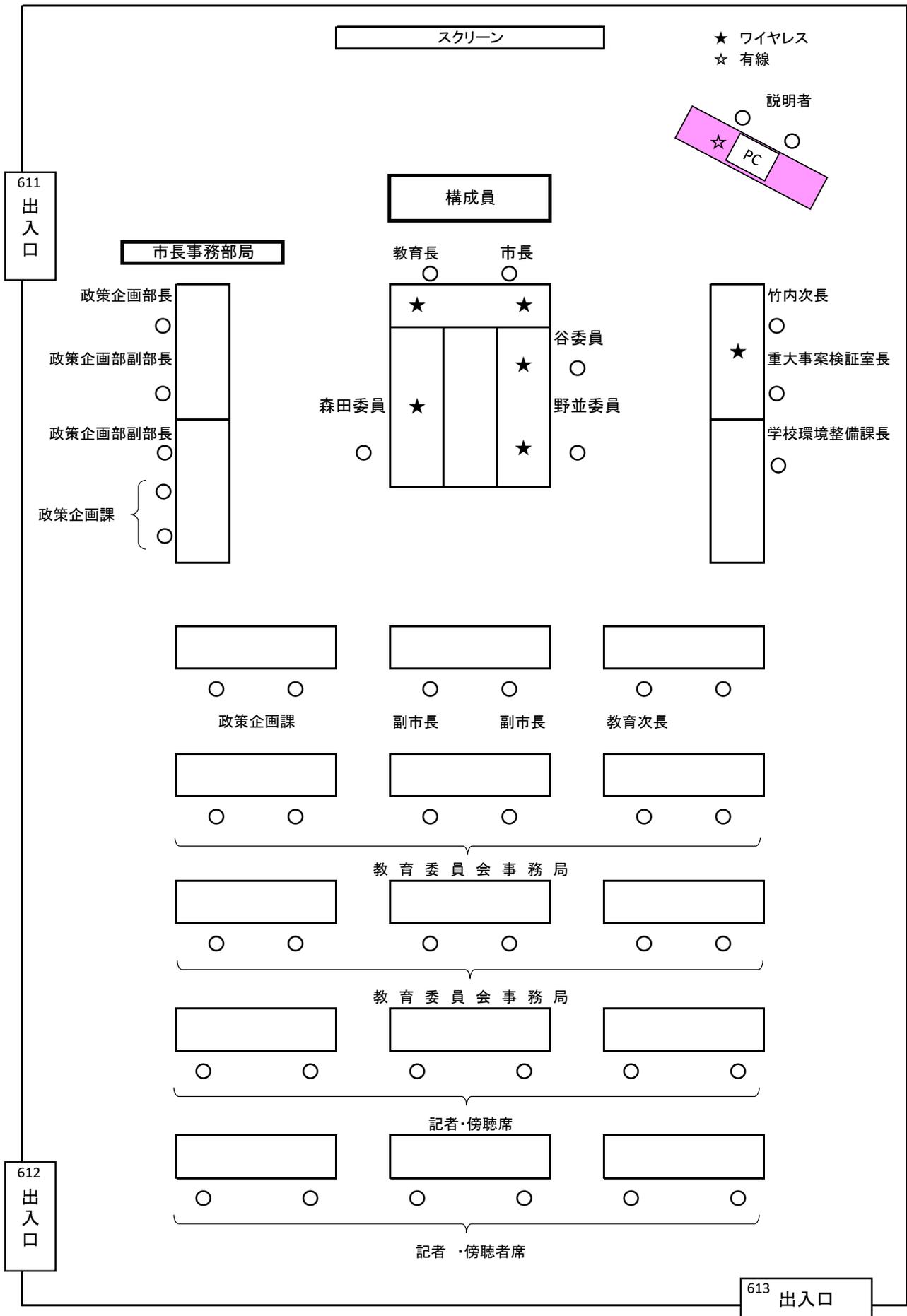
附則

この要綱は、平成 29 年 10 月 24 日から施行し、この要綱による改正後の高知市総合教育会議運営要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

第22回高知市総合教育会議 配席図

令和7年5月8日(木) 15:30~

本庁舎6階 611・612・613



高知市立長浜小学校児童プール事故検証報告書について

I 高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会について

1 委員構成

氏名	所属団体・役職名等
委員長 中内 功	高知弁護士会 弁護士
副委員長 松井 敦典	鳴門教育大学 大学院学校教育研究科 教授
石丸 茂偉	高知県臨床心理士会 会員
斎藤 秀俊	一般社団法人水難学会 理事 長岡技術科学大学 教授
皿田 幸憲	高知弁護士会 弁護士
廣瀬 大祐	一般社団法人高知市医師会 副会長
松本 貴行	成城学園中学校高等学校 専任教諭（保健体育科） 公益財団法人日本ライフセービング協会 副理事長・教育本部長

委員の任期： 令和6年8月24日から令和7年3月31日まで

2 検証委員会 8回

①令和6年8月24日， ②9月30日， ③10月17日， ④11月28日， ⑤12月23日，
⑥令和7年1月16日， ⑦2月13日， ⑧3月11日

※第1回検証委員会において非公開決定がなされた後は，会議を非公開とした。

3 資料収集 随時

検証委員会として，随時，資料の収集（長浜小学校4年生から6年生児童の保護者を対象としたアンケート調査1回を含む。），委員個別の資料調査，資料作成等を実施した。

4 プール現地調査 2回

①令和6年8月24日， ②8月25日

5 聴き取り調査 37回

①長浜小学校関係者：23回（6名）
②教育委員会関係者：4回（3名）
③南海中学校関係者：4回（4名）
④風汰さんのご遺族：3回（10名）
⑤その他：3回（5名）

6 風汰さんのご遺族への活動報告（同日に聴き取り調査を行ったものを含む） 8回

II 報告書の概要について

第1編 高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会の概要

第1 設置の経緯と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

令和6年7月5日、当時、長浜小学校4年生であった松本風汰さん（以下「風汰さん」という。）は、同日、南海中学校のプールを使用して行われた長浜小学校4年生の水泳授業中に、溺水事故に遭い、同日午後7時39分に死亡した。

本件事故の発生を受けて、高知市立長浜小学校及び高知市教育委員会は、教育委員会内に重大事案検証室を設置した上で、本件事故に関する事実関係を調査した。

高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会は、令和6年8月1日付けで公布・施行された高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会条例（以下「本件条例」という。）に基づき、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく教育委員会の附属機関として令和6年8月24日に設置された。

同日、高知市教育長松下整は、検証委員会委員長に対し、本件条例第2条の規定に基づき、本件事故に係る事実関係の把握、発生原因の分析及びプール事故の再発防止策について、検証委員会の意見を求める旨諮問した。

第2 構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

※ 検証委員会の構成は前頁のとおり

教育委員会重大事案検証室の職員9名を検証委員会の事務局とし、長浜小学校・教育委員会内部、その他の関係各所からの証拠資料の収集、事情聴取の日程調整その他の事務を行わせた上、同人らを検証委員会直属の調査補助者とし、事情聴取の際の記録の作成等の補助を行わせた。

また、事務局は、検証委員会に直属するものとし、事務局担当者と教育委員会及びその関係者との間に、厳格な情報障壁を設けることとした。

事務局担当者は、検証委員会の調査及び報告書の作成に関して一切、請託、意見の申述その他、検証委員会による意思決定の妨げとなる行為をしてはならないこととした。

第3 独立性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

- ①調査補助者の選解任権は検証委員会委員長に専属すること
- ②教育委員会は、その保有する資料、情報、役職員へのアクセスを保証すること
検証委員会に対する優先的な協力を役職員に業務として命令すること
- ③検証委員会は、報告書の作成にあたり、収集した証拠に基づき、自由心証により事実認定を行うこと
- ④報告書の作成権限は検証委員会に専属すること
- ⑤検証委員会は、調査により判明した事実及びその評価を、教育委員会に有利不利となるにかかわらず、報告書に記載すること
- ⑥検証委員会が教育委員会に対して報告すべき事項及びその時期については、検証委員会と教育委員会が協議の上、決定すること

第4 日本弁護士連合会ガイドラインへの準拠・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

第5 調査の方針及び考え方と調査スコープ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

検証委員会は、本件事故に関する事実関係の把握，事故原因の分析等を目的とし，本件事故の関係者の民事上，刑事上，行政上その他の責任の有無の追及を目的とするものではないことから，その調査の過程から判明した本件事故発生に至る経緯及び本件事故の発生原因となった事実関係を詳細に把握することに重点を置き，その上で，これらを再発防止の観点から分析し，再発防止策を提言することとした。

したがって，検証委員会の調査スコープは，基本的に，長浜小学校における令和6年度の水泳授業の実施状況全般であり，本件事故発生後の長浜小学校及び教育委員会の対応状況についても併せて調査対象とするものである。

第6 調査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

資料の入手方法，事情聴取の方法や対象者について

第7 検証委員会による事実認定の方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

原則として，民事訴訟において裁判所が用いる事実認定の方法に準じて実施

- ①関係者間に争いが無い事実は，客観資料と矛盾しない限り，原則としてそのまま認定
- ②講学上「処分証書」等と呼ばれる信用力・証明力の高い資料については，原則としてその内容に従って認定
- ③自己に不利益な供述については，原則として信用力が高いものと評価
- ④関係者間の供述に齟齬がある事項については，客観的な証拠との整合性，全体のストーリーとの整合性・不自然さの有無，供述者の立場等を総合的に評価の上，認定に足る事実のみを認定

第8 長浜小学校及び教育委員会の基本調査との関係・・・・・・・・ P 7

検証委員会は，教育委員会が収集した資料，報告書等については，教育委員会から提供を受け，必要に応じ，その内容を参照しているものの，教育委員会の調査内容，調査結果に依拠した事実認定，判断等を行うものではない。

第9 固有名詞の開示について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

- ・固有名詞の開示 6名
- ・固有名詞を開示する関係者以外は，当時の職名・役職名等でその立場を特定
- ・長浜小学校児童は，児童①などと付番。

第2編 前提となる争いのない事実

第1 関係者等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

- ・風汰さんの生い立ちや成長の様子，生活状況，家族や友人との関わり
- ・長浜小学校教員等の概要，長浜小学校と南海中学校の所在地やプール構造について

- 第2 争いのない事実経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 4
- ・南海中学校とプール授業との関係等（紫雲丸事故）
 - ・長浜小学校プールの給水やプール浄化装置保守点検日決定までの経緯等

第3編 プール浄化装置保守点検日以降の詳細な事実経過

- 第1 プール浄化装置故障の発覚（6月4日）とその後の長浜小学校の検討状況・・・ P 3 2
- ・6月4日（長浜小のプール開き前日）、プール浄化装置の故障が発覚
 - ・同日、中村校長はプール開き中止を決断し、連絡アプリ「すぐーる」で保護者に連絡
 - ・同日、中村校長は、浦戸小と南海中での授業実施を検討
 - ・6月5日、中村校長らは南海中を下見し、当日のプール水深を測定
 - ※ 当日の水深 98 cm～118 cm，満水時の水深 120 cm～140 cm
 - ※ 南海中校長から水深を下げる提案があったものの、中村校長が断る。
 - ・6月6日、長浜小は「すぐーる」で、保護者に両校のプールの使用を連絡
 - ※ 南海中プールは水を浅く張っているため、長浜小の深さとあまり変わらない旨の内容が含まれている。

- 第2 ろ過ポンプの故障発覚後の教育委員会における検討状況・・・・・・・・ P 4 3
- ・6月4日、長浜小プールの浄化装置点検業者から学校環境整備課に故障の連絡があり、学校環境整備課は修理を依頼。しかしポンプは稼働せず部品交換が必要な状態であった。
 - ・6月5日、松下前教育長と学校環境整備課の間で、長浜小のプール開き延期の情報が共有され、「固形塩素による消毒」「水泳授業を2学期に延期」の2案を長浜小に提案することとなった。
 - ・同日、学校環境整備課担当が中村校長に上記2案を提案するが断られる。
 - ・6月5日または6日、長浜小と学校環境整備課の間で南海中プールの水深情報の共有。また、5日から6日にかけて少なくとも2回、教育委員会内で協議がなされる。
 - ・6月6日、学校環境整備課が長浜小に対し、1～3年生が浦戸小を、4～6年生が南海中を使用することを了承したことを連絡
 - ※ 松下前教育長は、事故発生時まで南海中で授業を行うのが5～6年生のみと誤信

- 第3 本件事故当日までの南海中学校での水泳授業の状況・・・・・・・・ P 5 1
- ・長浜小4年生の第1回水泳授業（6月21日）の実施前、当日、実施後の状況
 - ※ 4年担任2名は、プールが満水になっていると認識し、入水の前に、苦手な児童は浅い所にいることなどの注意事項を説明した。
 - ※ 2組担任は、鳳汰さんの足がプールの底に着かない状態であることを確認し、プールの最も浅い位置にいるように指示していた。
 - ※ 1回目水泳授業で鳳汰さんを含む3名が溺れかけ、4年担任2名と中村校長の間でその情報共有がなされた。
 - ・長浜小4年生の第2回水泳授業（6月28日）の状況

第4	本件事故当日（7月5日）の水泳授業の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8 7
	・授業開始前の事情	
	・授業前半の全体活動の状況	
	※ 教頭は風汰さんが少し水深の深い位置にいて「怖い」と言っているのを聞き、その 場所で大丈夫なのか確認した。また、その様子に気づいた1組担任が風汰さんに最も 浅い位置に移動するよう指示した。	
	・授業後半でチャレンジグループと基礎グループに分かれた後の状況	
第5	本件事故発生後の当日の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 3 2
	119番通報、救急隊が到着するまで、救急隊が到着し南海中を出発するまで、病院に到着 するまで、事故後の長浜小学校関係者の動き	
第6	風汰さんが死亡するに至った経緯及びその死因 ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 4 2
	病院搬送直後の風汰さんの容態、死亡するに至った経緯、死因	

第4編 本件事故発生時の状況と本件事故発生時期

第1	本件事故発生前後の状況（全体練習終了後の授業状況の概略） ・・・・・・・・	P 1 4 6
第2	本件事故発生状況について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 5 4
第3	本件事故の詳細な発生時期及び風汰さんの溺水時間について ・・・・・・・・	P 1 5 6

第5編 各専門分野の視点からの考察

第1	体育科水泳指導の観点からの考察 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 6 1
1	小学校学習指導要領「体育科」における水泳	
2	水泳に関する学校と地域の特性	
3	プールの環境に関する検証	
4	プールの運用に関する検証	
5	水泳指導に関する検証	
6	事故原因の詳細な分析	
	・水泳授業実施の判断	
	・安全に関する情報共有と、下見・検討の必要性	
	・南海中学校での授業実施に向けた体制の問題点	
	・南海中学校での初回授業（6月21日）の問題点	
	・南海中学校での2回目授業（6月28日）の問題点	
	・南海中学校での3回目授業（7月5日）の問題点	
7	まとめ	
8	安全な水泳指導のための提言	
	・プール水の管理	
	・水深	
	・自校プールが利用できない場合	
	・水泳授業を実施するにあたって	

- ・学習課題
- ・授業中における監視、及び安全管理

第2 水難学の視点からの考察・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 0 7

- 1 長浜小学校プール様態
- 2 南海中学校プール様態
- 3 光学特性
- 4 2次元（2D）モデルを使った溺水過程のシミュレーション
- 5 現地検証の結果と溺水過程のシミュレーションから考えられる事故原因
 - ・ 風汰さんの背丈に対してプールの水深が深かったこと
 - ・ 発見が遅れたこと
- 6 水難学の視点から考えられる事故経過
- 7 水難学の視点から考えられる事故防止策
 - ・ 光の屈折対策（ゴーグルを使った定期的な水中監視が有効）
 - ・ 光の反射対策（陸上監視では偏光サングラスの着用が効果的）

第3 授業担当者の行動に対する心理的考察と提言・・・・・・・・ P 2 5 3

- 1 焦りが生じた心理的背景から
 - ・ プラスワン教員に対する教員間での共通認識の欠如
 - ・ 基礎グループの児童を認識するまでの1組担任の行動
- 2 基礎グループの授業を1人で進めてしまった点
 - ・ 授業時間の確保にしばられ過ぎたこと
- 3 風汰さんの発見が遅れた点
 - ・ け伸びばた足という内容を急遽導入した背景
- 4 再発防止策に向けて
 - ・ 学校に対する提言（職員間の情報共有の徹底など）
 - ・ 教員に対する提言（ペア学習やグループ学習につながる水泳授業のバディシステム）

第4 医学的視点からの考察・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 6 5

- 1 心肺蘇生のガイドライン
- 2 医学的用語の整理
- 3 はじめに
- 4 事故発生確認からAED装着まで
- 5 AED装着から救急隊到着まで
- 6 消防覚知から医療機関到着まで
- 7 医療機関到着から死亡診断まで

第5 保護者のアンケート結果からの考察・・・・・・・・ P 2 7 5

- 1 保護者アンケートの概要
- 2 長浜小学校からの「すぐーる」配信の内容

- 3 保護者アンケートの質問内容と回答
- 4 水泳授業に対する児童の感情
- 5 水泳授業への不安を表出する児童に対する保護者の対応
- 6 SOSの出し方に関する教育の現状を踏まえての考察
- 7 長浜小学校の「すぐーる」運用からの考察

第6編 本件事故原因の分析

第1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 8 9

第5編での各専門家の考察を踏まえ、事故原因を分析する。

第2 本件事故発生の主たる原因・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 8 9

- 1 直接の原因
 - 2 組担任が、基礎グループ男子児童らによる失敗したけ伸びばた足を行うにあたり、風汰さんがどこにいるかを把握しないまま、け伸びばた足を行わせたこと
- 2 直接的な原因に匹敵しうる重大な原因
 - 1 組担任が速やかに基礎グループの活動に参加しなかったこと

第3 本件事故のその他の原因・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 9 3

- 1 基礎グループの活動内容が適切でなかったこと
- 2 情報共有が不足し、役割分担がされていなかったこと
- 3 グループ分けを児童らの自主性に任せたこと
- 4 教育委員会及び長浜小学校が深いプールで水泳授業を行うに際し、深さに対する対策を講じなかったこと
- 5 南海中学校のプールで水泳授業を行ったこと
- 6 児童の点呼、人数確認ができていなかったこと
- 7 教員らによる水中監視が行われなかったこと
- 8 「すぐーる」の文面が不適切であったこと

第7編 再発防止策・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 0 7

- 1 プール水の管理
- 2 プールの水深
- 3 自校プールが利用できない場合
- 4 水泳授業を実施するにあたっての留意事項
- 5 学習課題
- 6 授業中における監視、及び安全管理
- 7 授業後の情報共有
- 8 授業実施に対する心構え

第8編 本件事故後の対応に関する検討

第1 本件事故翌日以降の対応状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 1 1

- 1 保護者説明会の中止（7月6日の動き）
- 2 遺族に対する個別説明（7月7日の動き）
- 3 鳳汰さんの通夜，葬儀の状況
- 4 その後の対応状況

第2 本件事故後の対応に関する問題点・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 1 5

- 1 長浜小学校において遺族に寄り添った対応がなされていないこと
- 2 遺族に対する組織的な支援対応がなされた形跡がないこと

第3 本件事故後の対応に関する提言・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 1 8

- ・教育委員会は，被害者側の意向等を踏まえて，被害者側を支援するための窓口となる担当職員，あるいは担当部署を設置すること
- ・教育委員会は，必要に応じて，積極的に学校側を補助すること

第9編 地域に対する中長期的支援の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 1 9

災害や事件・事故発生時における心のケアを理解し，辛い出来事から1年などの節目で感情が大きく揺れる「アニバーサリー反応」への対応等，子供達への中長期的支援の必要性について

最後に・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 2 2

これまで述べたとおり，検証委員会は本件事故に至る経緯，本件事故状況，本件事故発生後の状況等について，検証を行ったが，検証委員会がいかにか事実を検証し，原因を分析した上で，再発防止策を提言したとしても，本件事故は既に発生しており，鳳汰さんの失われた命や希望にあふれた未来は永遠に戻ってくることはなく，残されたご遺族の悲しみが癒えることは決してない。

その意味で，本件事故は，文字どおり，取り返しのつかない事故であり，本来，水に慣れ親しみ，水に溺れないための技能を習得すべき，水泳授業中に起こった事故である点で，決してあってはならない事故である。

検証委員会の委員一同，鳳汰さんのご冥福をお祈り申し上げる次第である。

学校，教育委員会の関係者にあつては，上記のように，事故の発生が取り返しのつかないものであることを深く胸に刻み，検証委員会が提言する再発防止策を確認するのみならず，本件事故発生原因及び本件事故発生の背景，本件事故発生に至る事実経過を十分に吟味し，独自の視点で，児童らの命を守るための再発防止策を構築し，再発防止を徹底していただきたい。

高知市「安全・安心で楽しい体育授業」支援事業

高知市教育委員会

目的 水泳の授業を中心とした体育授業における安全管理の徹底と授業者の指導力向上を図ることで、「安全・安心で楽しい体育授業」の実現を図る。

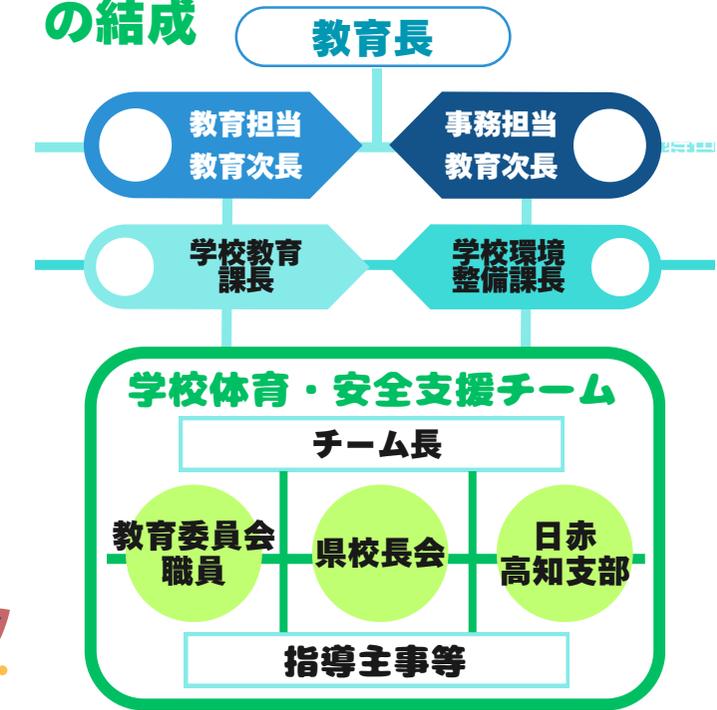
事業内容

- 水泳授業**
 - 1 水泳授業開始に向けた各学校が作成する「水泳授業安全管理指針」の作成支援と点検
 - 2 体育主任等を対象とした「水泳授業における安全管理研修会」の開催
 - 3 学校訪問による指導体制の確認と水泳授業への支援体制の充実
 - 4 水泳授業終了後の振り返りによる改善点や取組等の情報共有

その他授業

- 1 体育授業における安全管理体制への指導・支援
- 2 学校のニーズに合わせた講師派遣の充実

「学校体育・安全支援チーム」の結成



タイムスケジュール

月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月以降
内容	検討委員会報告 水泳授業マニュアル 素案	支援チーム発足 小学校における水泳授業の安全管理 マニュアル発出	安全管理研修会 校内研修 学校訪問	水泳授業開始 授業訪問	水泳授業終了 授業訪問	水泳授業 振り返り	次年度計画への 改善点協議	体育授業 学校訪問

安全・安心で楽しい水泳授業のために

小学校における 水泳授業の安全管理マニュアル

Ver1.1

高知市教育委員会

2025年4月

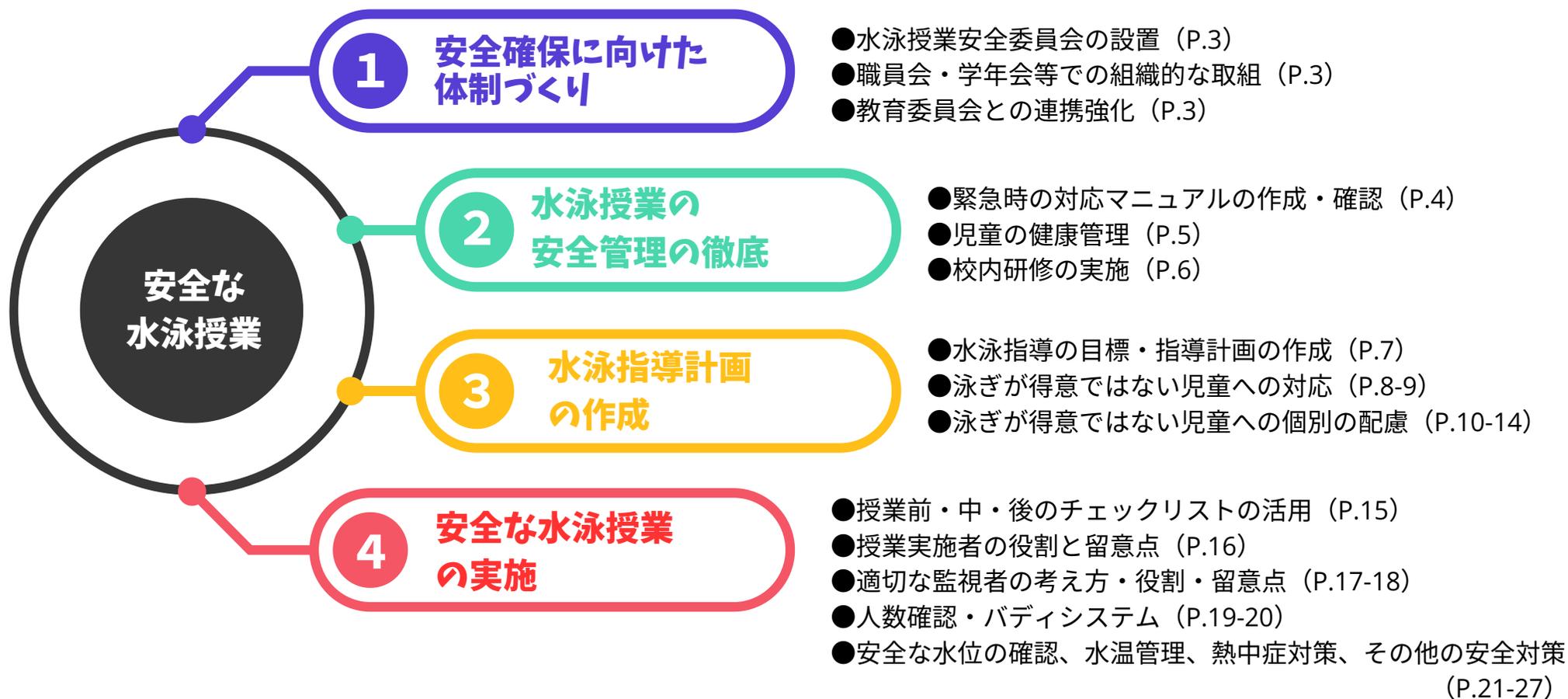
はじめに

令和6年7月、高知市立小学校の水泳授業中に発生した男子児童死亡事故の重大性を踏まえ、今後、同じ事故を二度と発生させないために、安全・安心で楽しい水泳授業を行うため、この「水泳授業の安全管理マニュアル」を策定しました。策定にあたっては、文部科学省が示す「学校体育実技指導資料第4集 水泳指導の手引(三訂版)」を基本的な考え方としています。

各学校におきましては、水泳授業における更なる安全管理を徹底するために、水泳授業を実施する前に、水泳授業に関係する全教職員に、本マニュアルの各事項について十分確認することはもとより、「学校体育実技指導資料第4集 水泳指導の手引(三訂版)」の内容について理解したうえで、各校の実態に応じた「水泳授業安全管理指針」を作成したのち、水泳授業を開始するなど、これまで以上に、安全・安心で楽しい水泳授業の実施に向けて、計画的・組織的に取り組んでください。



安全な水泳授業の進め方 ～計画から水泳授業実施までのフロー図～



1 安全確保に向けた体制づくり —水泳授業安全委員会の設置—

水泳授業安全委員会の設置と役割

1

委員会の設置

水泳授業安全委員会を校内に設置する。安全指導計画の立案と計画に沿った水泳授業の実施を担当する。

2

水泳授業の安全管理マニュアル・文部科学省指針の活用

「水泳授業の安全管理マニュアル」等に基づいた水泳授業安全管理指針を作成し、職員会等において全教職員で共有する。

3

緊急時対応の準備

緊急時対応マニュアルの作成（確認）と校内研修を実施する。AED設置場所や救命具等の確認をする。

4

役割分担の明確化

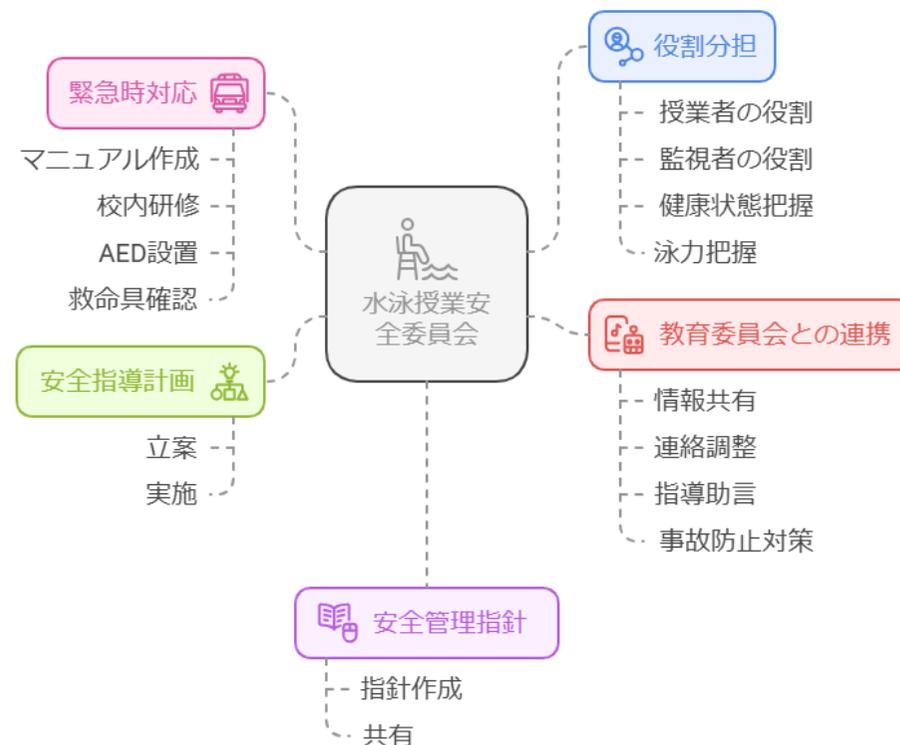
授業実施者と監視者の役割を明確にする。児童の健康状態と泳力の把握方法も統一する。

5

教育委員会との連携強化

教育委員会と定期的に情報共有や連絡調整を行い、指導助言を受けながら、事故防止対策や緊急時対応の体制をより一層強化する。

水泳授業の安全管理



2 水泳授業の安全管理の徹底

① 緊急時の対応マニュアルの作成（確認）

緊急対応計画

1

マニュアルの作成（確認）

緊急時対応マニュアルを作成（確認）し、全教職員に周知する。具体的な手順と役割分担を明確にする。

2

AEDの確認

AEDの設置場所を全員で確認し、使用法の講習を定期的を実施する。緊急時に迷わず使用できるようにする。

3

連絡体制の確立

事故発生時の連絡体制（学校・保護者・救急機関・教育行政機関等）を明確にし、迅速な情報共有と対応を可能にする。

緊急時対応マニュアルの作成

緊急時の手順と役割を概説するマニュアルを作成します。

事故時の連絡体制を確立

事故発生時の連絡体制を確立し、迅速な情報共有を可能にします。



AEDの設置場所を確認

AEDの設置場所を確認し、定期的な使用法のトレーニングを実施します。

2 水泳授業の安全管理の徹底

② 児童の健康管理

安全な水泳指導のための健康管理

1

定期健康診断の活用

水泳の可否判断に健康診断結果を活用する。必要に応じて学校医と連携する。

定期健康診断

水泳の安全性を決定するための健康診断の結果

2

保護者からの健康情報

問診票や健康カードなどで水泳授業への参加、配慮事項、体温、食欲、睡眠などの情報を収集する。

保護者からの健康情報

保護者から提供された健康データと観察

3

教員による健康観察

日常的な健康観察と保護者との連携が大切となる。養護教諭や学校医に相談する。

養護教諭のガイダンス

養護教諭からの健康管理に関する専門的助言

4

児童相互の健康観察

顔色や動作などの相互観察も重要となる。観察項目を明確に示す。

児童相互観察

児童による仲間同士の健康観察

教員による健康観察

教員による児童の健康状態の把握



2 水泳授業の安全管理の徹底

③ 校内研修の実施

水泳安全研修プログラム

1

実技研修・安全管理技術の共有

毎年、教職員を対象とした水泳指導の実技研修を実施する。最新の安全管理技術や知識、技能指導法等を共有し、全員のスキルアップを図る。



実技研修の実施

教職員を対象とした水泳指導の実技研修を実施します。

2

緊急時対応訓練

実践的な緊急対応訓練を行い、教職員の対応力を強化する。シミュレーションを通じて、実際の緊急時にも冷静に対処できる能力を養う。

最新の安全管理技術や知識を共有します。

安全管理技術の共有



3

振り返り

研修後は必ず振り返りの時間を設け、改善点や疑問点を共有する。これにより、継続的な安全管理の向上を図る。



緊急時対応訓練の実施

緊急時対応訓練を行い、教職員の対応力を強化します。

研修後は振り返りの時間を設け、改善点や疑問点を共有します。

振り返りの時間



3 水泳指導計画の作成

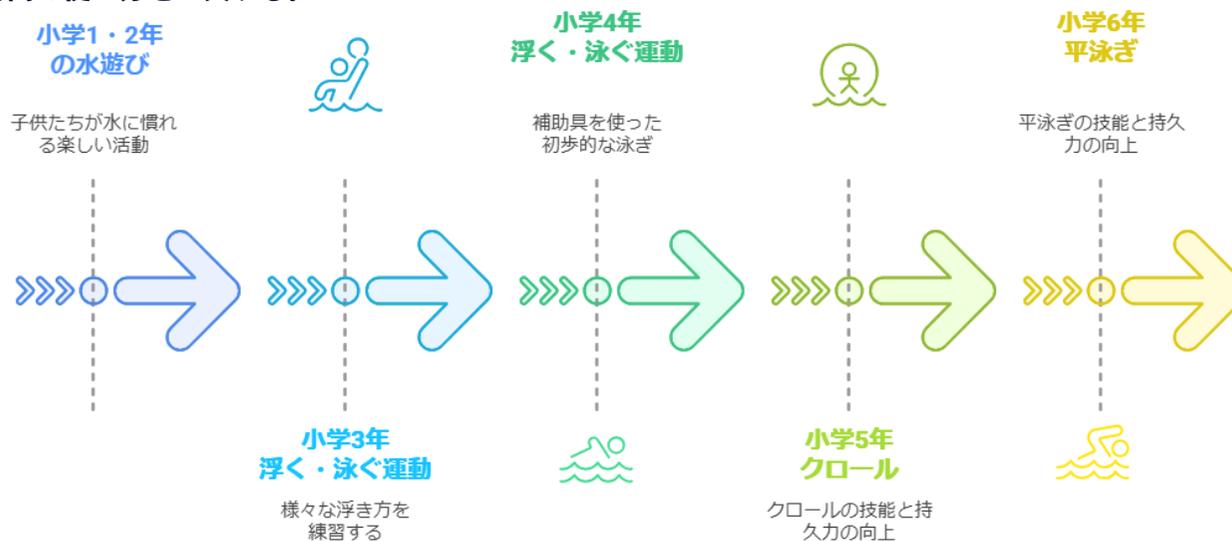
① 水泳指導の目標・指導計画の作成



学習指導要領や文科省、スポーツ庁の体育指導資料、副読本等を活用し、各学校で作成した体育科年間指導計画に基づき、カリキュラム・マネジメントを工夫しながら授業を行う。また、その際ゆとりを持った活動に考慮するなど、時間の使い方を工夫する。



水泳指導の目標 (例)



注意事項

自校のプールが使用できず、通常のプール以外を使用する場合は、予め管理職並びに体育主任や授業実施者、高知市教育委員会が、使用するプールの安全性（水深、水質、救護具等の設置状況など）や移動方法等を検討し、通常の学習場所のプールの安全性と変わらないことを確認した上で、職員会議の協議を経た後、保護者への説明、了承を得た上で水泳授業を実施すること。

3 水泳指導計画の作成

② 泳ぎが得意ではない児童への対応 1

1

事前の把握

予め児童の泳力について把握し、泳ぎが得意ではない児童等については、授業実施者及び監視者間で情報共有をする。

2

アンケートの活用

水泳授業が始まる前までに、児童やその保護者へアンケート等を行い、児童の泳力や留意事項等についての回答を受け、個別の支援方法について教職員間で情報を共有する。

3

申し送り

授業実施者等が、次年度に向けて児童の泳力等について申し送りをするシステムを構築する。

安全な水泳指導のための準備

次年度に申し送りをする

次年度のために児童の泳力について申し送りを行う。



情報を共有する

個別の支援方法について教職員間で情報を共有する。



児童の泳力を把握する

児童の泳ぎの得意不得意を把握する。
(単元の1時間目には必ず行う)



アンケートを実施する

保護者から情報を集めるためにアンケートを行う。



3 水泳指導計画の作成

② 泳ぎが得意ではない児童への対応 2

4

個別指導

泳力の低い児童に対しては、個別指導を行う。一人一人の不安や苦手な点を把握し、それに応じた指導方法を採用する。ゆっくりとしたペースで基本動作から丁寧に教え、自信をつけさせる。

5

補助具の活用

浮き具やビート板などの補助具を活用し、水に慣れる段階から安全に練習できるようにする。補助具の使用を徐々に減らしていくことで、自立的な泳ぎへと導く。

6

心理的サポート

水への恐怖心をもつ児童には、心理的なサポートも重要となる。励ましの言葉かけや、小さな成功体験を積み重ねることで、水泳に対する前向きな態度を育てる。

泳ぎが得意でない児童を支援する

心理的サポート

励ましと成功体験で前向きな態度を育む



個別指導

児童一人一人のニーズに合わせた指導

補助具の活用

浮き具を使って安全に水に慣れる

3 水泳指導計画の作成

③ 泳ぎが得意ではない児童への個別の配慮（低学年）



小学校学習指導要領解説体育編に示された「苦手な児童への配慮の例」を参考にし、個別最適な学びを保証する。

○低学年

< 苦手な児童への配慮の例 >

- もぐる遊びで、水に顔をつけることが苦手な児童には、少しずつ顔に水がかかるようにシャワーを浴びたり、顎→口→鼻→目へと徐々に水につける部分を増やしたりするなどの配慮をする。
- もぐる遊びで、水の浮力を受け、輪をくぐることに苦手な児童には、輪の深さや数を変えたり、二人組でつくった手のトンネルをくぐったりするなどの配慮をする。
- 浮く遊びで、足が沈み、伏し浮きをすることが苦手な児童には、息を大きく吸って止めたり、顎を引いて頭を水の中につけたり、無駄な力を抜いて体を真っ直ぐにしたりすることを助言するなどの配慮をする。
- バブリングで、水中で息を吐くことが苦手な児童には、手の平にすくった水を吹き飛ばしたり、水面に浮いたものを吐いた息で移動させたりするなど、顔をつけずに息をまとめて強く吐くことのできる遊びをするなどの配慮をする。
- ボビングで、呼吸のリズムを合わせることが苦手な児童には、友達と手をつないで一緒にボビングをするなどの場を設定したり、「プクプク（弱く吐く）、ブハッ！（水面を出たら大きく強くまとめて吐く）、スゥー（すぐに吸う）」などの呼吸のリズムのイメージができる言葉を助言したりするなどの配慮をする。

（小学校学習指導要領解説 体育編より抜粋）

① 水を少しずつつける

水に触れる回数を増やしていくこと。

輪の深さを変えたり、友だちの手で作ったトンネルをくぐったりすること。

輪などをくぐること



② 浮くための支援

大きく息を吸って胸を膨らませるなど。浮くための技術を助言すること。

水中での呼吸を練習する楽しい活動。

呼吸ゲーム



③ リズムの調整

動きと呼吸を同期させる活動。

3 水泳指導計画の作成

③ 泳ぎが得意ではない児童への個別の配慮（中学年）



小学校学習指導要領解説体育編に示された「苦手な児童への配慮の例」を参考にし、個別最適な学びを保障する。

< 苦手な児童への配慮の例 >

- プールの底にタッチをする際、浮力の影響でもぐることが苦手な児童には、息を吐きながらもぐることや手や足を大きく使うことを助言したり、水深が浅い場を設定したりするなどの配慮をする。
- いろいろなもぐり方をする際、もぐり方を変えることが苦手な児童には、友達ともぐり方の真似をし合う場を設定したり、陸上でできる動きを水の中でできないかを助言したりするなどの配慮をする。
- だるま浮きで、体を小さく縮めることが苦手な児童には、両膝を抱え込まずに持つ程度にした簡単な方法に挑戦することや膝を抱えると一度は沈むがゆっくりと浮いてくることを助言するなどの配慮をする。
- 背浮きで、腰が沈まないようにして浮くことが苦手な児童には、補助具が体から離れないようにしっかり抱えて浮くように助言したり、友達に背中や腰を支えてもらう場を設定したりするなどの配慮をする。
- 変身浮きで、浮き方を変えることが苦手な児童には、一つの浮き方で浮いている時間を延ばしたり、「つぼみがだんだん開いて、またしぼんでいく」などお話づくりで変身していくイメージをもって挑戦したりする場を設定するなどの配慮をする。
- 連続したボビングが苦手な児童には、低学年で扱った呼吸のリズムを再度確認したり、友達と手をつないでボビングをしたりする場を設定するなどの配慮をする。

（小学校学習指導要領解説 体育編より抜粋）



プールの底にタッチ

息を吐きながらもぐる、手や足を大きく使うなどの助言。

もぐり方を変えるのが苦手な子供へのヒント。

いろいろなもぐり方



だるま浮き

浮いているときに体を縮めるのが苦手な子供への指導。

補助具が体から離れないようにしっかり抱えて浮くように助言。

背浮き



変身浮き

浮き方を変えるのが苦手な子供へお話づくりで変身。

ボビング運動のリズムを友達や先生と一緒にやってみる。

連続したボビング

3 水泳指導計画の作成

③ 泳ぎが得意ではない児童への個別の配慮（高学年①）



小学校学習指導要領解説体育編に示された「苦手な児童への配慮の例」を参考にし、個別最適な学びを保证する。

< 苦手な児童への配慮の例 >

① クロール

- 前方に伸ばした手が下がり、手のかきに呼吸を合わせる事が苦手な児童には、両手を必ず前方で揃えてから片手ずつかくための練習をする場や仲間に手を引っ張ってもらい、より前方に手を伸ばす練習をする場を設定したり、補助具をおさえる手に力を入れすぎないように助言したりするなどの配慮をする。
- 頭が前方に上がり、横向きの息継ぎが苦手な児童には、歩きながら息継ぎの練習をする場を設定したり、へそを見るようにして顎を引き、耳まで浸かって息継ぎをするように助言したりするなどの配慮をする。
- 手や足をゆっくりと動かすことが苦手な児童には、一定の距離を少ないストローク数で泳ぐ場や決められたストローク数で泳ぐ距離を仲間と競い合う場を設定するなどの配慮をする。

（小学校学習指導要領解説体育編より抜粋）



クロール練習

クロール練習方法や補助具を使った練習方法を提案。

水泳中の呼吸を改善するためのヒント。

呼吸技術 



動きのエクササイズ

ストロークの動きの効率を高めるための練習方法を提案。

3 水泳指導計画の作成

③ 泳ぎが得意ではない児童への個別の配慮（高学年②）



小学校学習指導要領解説体育編に示された「苦手な児童への配慮の例」を参考にし、個別最適な学びを保证する。

< 苦手な児童への配慮の例 >

② 平泳ぎ

- かえる足の動きが苦手な児童には、プールサイドに腰かけて足の内側で水を挟む動きだけを練習したり、壁や補助具につかまって仲間に足を支えてもらい練習したりする場を設定するなどの配慮をする。
- 手や足の動きと呼吸のタイミングを合わせることが苦手な児童には、陸上で動きの確認をする場を設定したり、水中を歩きながら仲間が息継ぎのタイミングを助言したりするなどの配慮をする。
- キックの後にすぐ手をかいてしまい、伸びることが苦手な児童には、け伸びをしてから「かいて、蹴る」動きを繰り返すことを仲間と確かめ合ったり、「かいて、蹴って、伸びる」の一連の動作をしたら一度立つように助言し、少ないストローク数で泳ぐ距離を伸ばす場を設定したりするなどの配慮をする。

（小学校学習指導要領解説体育編より抜粋）



課題を見つける

平泳ぎのどこに課題があるかを認識する

手を前方で揃えたり、伸ばすための練習をする

手の動きの練習



呼吸の練習

へそを見るようにして顎を引き、耳まで浸かって息継ぎをするように助言

ストロークのスムーズさを改善することを練習する

ストロークの練習



距離を伸ばす

続けて長く泳げるようにチャレンジしてみる

友達と競争する楽しさを味わう

競争に参加する



3 水泳指導計画の作成

③ 泳ぎが得意ではない児童への個別の配慮（高学年③）



小学校学習指導要領解説体育編に示された「苦手な児童への配慮の例」を参考にし、個別最適な学びを保証する。

< 苦手な児童への配慮の例 >

③安全確保につながる運動

- 背浮きの姿勢での呼吸を続けることが苦手な児童には、浅い場所で背浮きになる姿勢の練習をしたり、補助具を胸に抱えたり、仲間に頭や腰を支えてもらったりして続けて浮く練習をしたりするなどの配慮をする。
- 浮き沈みの動きに合わせた呼吸をすることが苦手な児童には、体が自然に浮いてくるまで待つから息継ぎをすることや、頭を大きく上げるのではなく首をゆっくりと動かし呼吸することを助言するなどの配慮をする。

（小学校学習指導要領解説体育編より抜粋）

水泳の高学年の学習内容に「安全確保につながる運動」が新設された理由は、背浮きや浮き沈みを通じて呼吸や手足の動きをタイミングよく行い、長時間浮くことができるようにすることを目指しています。これは高学年の指導を「クロール」と「平泳ぎ」に限定せず、水の特性を楽しむ機会を提供し、浮くことが生命の安全確保に有効であることを考慮しています。また、水難事故の増加にも対応する内容です。指導方法としては、背浮きや浮き沈みを行い、安全に浮く練習をすることが求められ、学校の状況や児童の実態に応じた指導計画の作成が重要です。併せて、系統性を意識して、低学年からの指導内容とも関連づけることも大切となります。



浅い水域での練習

子供たちは浅い水域で背浮きを練習します。

子供たちは補助具を使って安心感を得ます。

補助具を使った練習



ペア練習

子供たちはペアで支えながら練習します。

子供たちは自然に浮くのを待ちます。

自然な浮力を待つ



首を使った呼吸法

子供たちは首を使って呼吸することを学びます。

子供たちは水中でリラックスした呼吸を練習します。

リラックスした呼吸法

4 安全な水泳授業の実施

① 授業前・中・後のチェックリストの活用

1

チェックリストの作成

授業前後に確認すべき項目をまとめたチェックリストを作成する。安全設備、水深、水質、児童の健康状態など、重要な点を漏れなく記載する。

2

確認

監視者、授業実施者が安全確認を徹底する。チェックリストを用いて、各項目を確実に確認し、問題がないことを互いに確認する。

3

記録

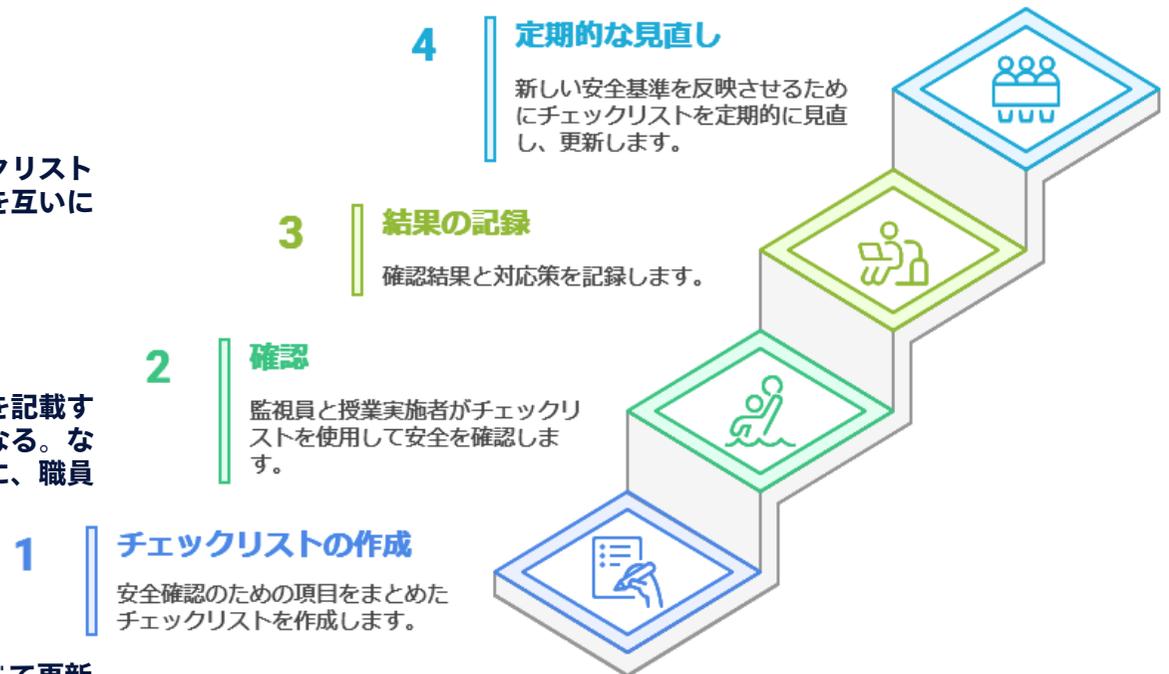
チェック結果を記録し、問題があった場合は対応策を記載する。これにより、継続的な安全管理と改善が可能となる。なお、問題があった場合は、管理職に報告するとともに、職員会等を通して積極的に情報共有する。

4

見直し

定期的にチェックリストの内容を見直し、必要に応じて更新する。新たな安全基準や過去の経験を反映させ、常に最適な安全管理を目指す。

安全な水泳のためのチェックリストの実装



4 安全な水泳授業の実施

② 授業実施者の役割と留意点

水泳授業における授業実施者の役割は、単に技術指導を行うだけでなく、児童の安全を確保しながら水泳の楽しさや技能を身に付けさせることとなる。そのため、以下の点を意識することが重要となる。

1

ガイダンスの実施

- 「水泳の心得」を軸とした学びやルール
- 「ボディシステム」の行い方の確認

2

適切な技術指導

- 泳力に応じた段階的な指導を行う。
- 安心して活動できる環境（場）をつくる。
- ※ 無理な練習を強要しない。

3

溺水事故の防止（安全対策）

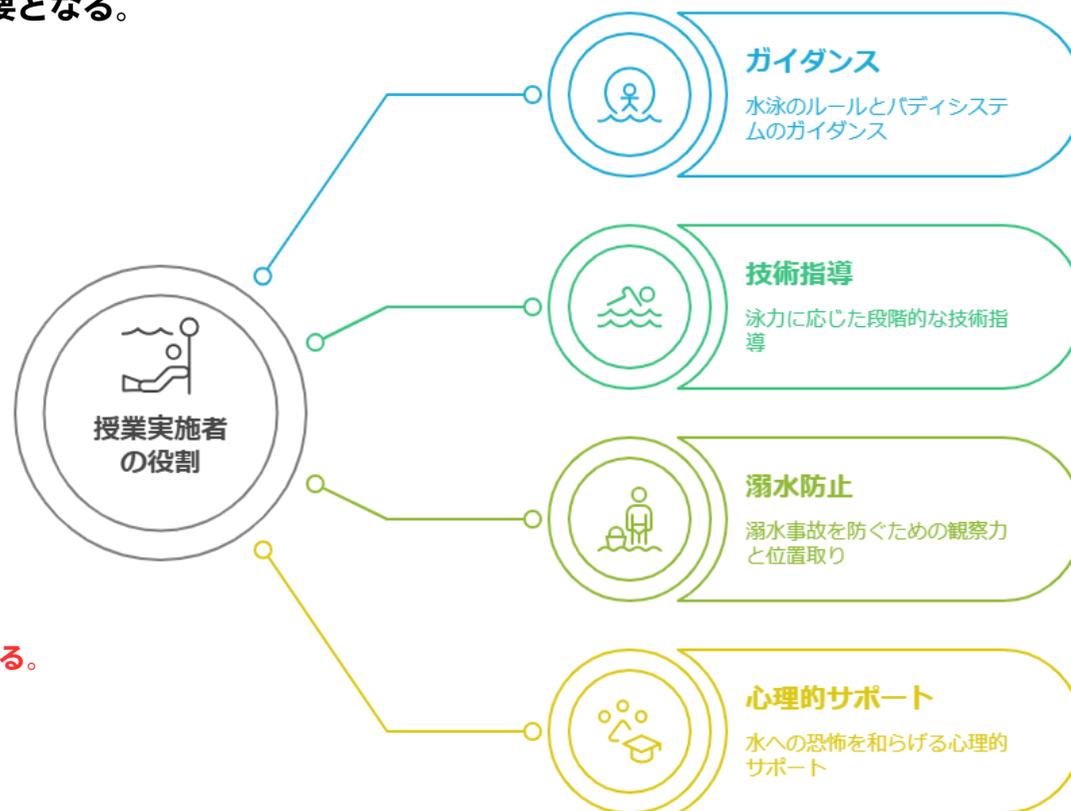
- 児童の異変に気付く観察力をもつ。
- すぐ助けられる位置取りを心がける。
- 指導中はゴーグルを付け、頻繁に水中を確認する。

4

心理的サポート

- 水への恐怖心を和らげる声かけをする。
- 小さな進歩も褒めて自信をもたせる。
- 楽しさを感じられる活動を取り入れる。

授業実施者の役割



4 安全な水泳授業の実施

③ 適切な監視者の考え方

1

監視者の人数

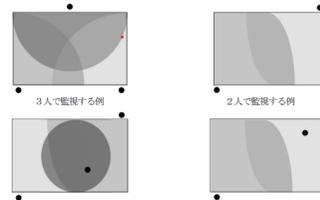
授業実施者とは別にプールサイドからプール全体を監視する監視者を1名以上必ず配置することが大切となる。より安全な水泳授業を実施するためには、監視者を複数名配置することが望ましい。基本的には、大プールでは、最低3名以上、小プールでは最低2名以上の指導者（授業実施者+監視者）の配置を行う。

2

監視者の位置

監視者は「死角」をなくすことが不可欠となる。

<複数監視者による監視の位置の例>



3

安全を確保するための留意点

- ① 予見 事故が発生しそうな状況を予見することが必要となる。
- ② 早期発見 事故者をいち早く発見し、救命可能な時間内に救助する。
- ③ 通報体制 すぐに連絡・通報できる体制を整える。

水泳安全のための重要な要素



4 安全な水泳授業の実施

④ 監視者の役割 & 留意点

1

監視者の業務

監視者は児童の安全を確保し、事故を防止するために重要な役割を果たす。監視者の主な業務には以下が含まれる。

- ・水面を中心にプール全域の監視。
- ・事故発生時の救助、連絡、プール内整理。
- ・利用者の年齢や体格に応じた安全に関する指導。
- ・禁止事項や注意事項の安全に関する指導。

2

監視者の配置

監視者の配置は施設の規模や参加者数に応じて適切に決定され、監視台がある場合はプール全体を見渡せる位置に設置されることが望ましい。また、監視者変わっても、誰もができるようにスキルを高める必要がある。

3

監視者の格好

監視者は水着、笛を着用、監視業務に集中し、危険行為や危険人物には毅然とした注意を促すことが求められる。監視中はサングラス（偏光）の着用を認めるが、救助時には外して活動を行う。

4

監視者の留意点

監視者の教育・訓練も重要であり、プールの構造や事故防止対策、緊急時の対応方法について十分な知識をもつことが必要である。

監視者の業務



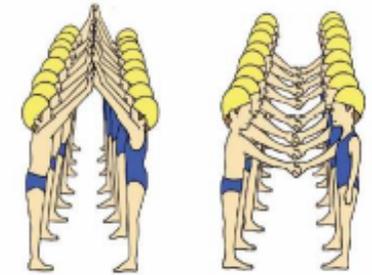
4 安全な水泳授業の実施

⑤ 人数確認（バディシステム含む）



人数確認

入水前、指導の展開の途中、退水後のそれぞれにおいて敏速かつ正確な人数確認を実施する必要がある。



人数確認の重要性

1

留意点 1

授業実施者は、授業前、授業中、授業後に児童の人数確認と健康観察を必ず実施すること。



授業前確認

授業前に児童の人数と健康を確認する。



授業中確認

授業中に児童の様子を注意深く観察する。



退水時確認

退水時に全員の人数と健康状態を確認する。



バディシステム

児童同士で安全を確認し合うことが重要。

2

留意点 2

監視者は、児童入水中は一人一人の様子に特に注意を払い、児童の安全確認をすること。

3

留意点 3

退水時に全員の人数確認を行い、健康状態をチェックする。体調不良者がいないか、慎重に確認すること。

4

留意点 4

バディシステムを活用し、児童同士で互いの安全を確かめさせること。

4 安全な水泳授業の実施

⑥ バディシステムの実践方法と効果

1

基本の仕組み

体力や体格が同程度の二人一組のペアを作り、互いの安全を確認する。

2

実施手順

笛の合図と「バディ」の掛け声で、片手をつなぎ点呼をとる。

3

確認内容

人数確認だけでなく、相手の表情や健康状態も観察する。

4

実施頻度

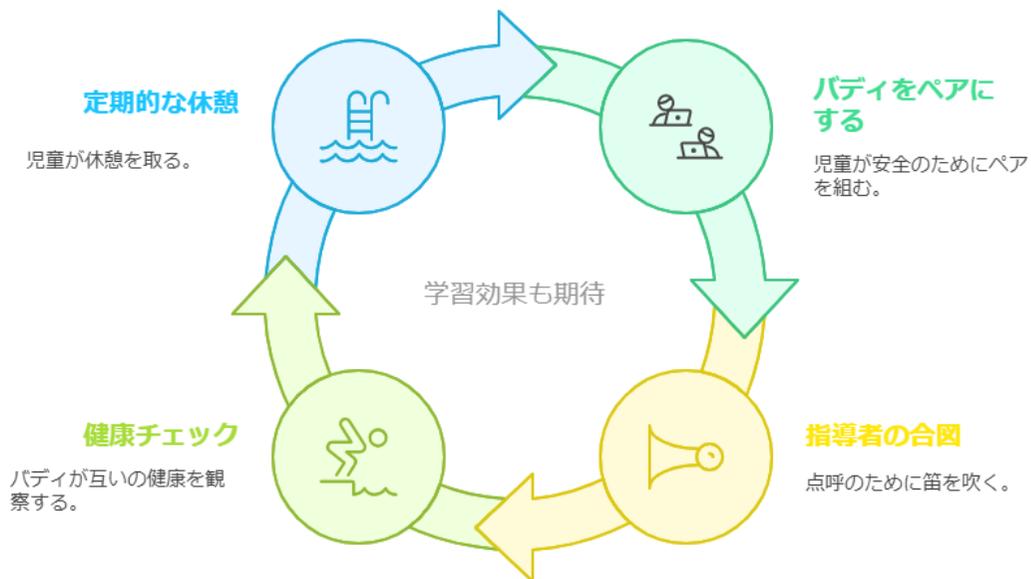
10～20分に一度行くと、児童の休息にもなる。

5

学習効果

バディシステムは、一つ一つの学習活動開始時に行うと学習効果をも高めるための手段としても有効である。

バディシステムのサイクル



4 安全な水泳授業の実施

⑦ 安全な水位の設定

各学校で学習効果が上がり、事故回避につながるよう、対象学年・体格・泳力・学習内容などに応じた適切な水位を設定する必要がある。

1

留意点 1

能力差や体格差のある児童が、効果的・効率的な水泳学習をするために、プールの形状を考慮して浅い場所を選んだり、プールフロアを利用したりして適切な水位設定を行うなどの工夫をすること。

2

留意点 2

水位は、多くの児童のへそから胸あたりを基本とし、すべての児童の両肩が水面から出るラインを目安とすること。

3

留意点 3

水を抜いたり、増やしたりする方法で水位を調整する場合は、授業の前後で担当教職員と引き継ぎをして水位を確認すること。また、当日の水位が分かるようにプールサイドに水位を提示するなどの工夫をすること。

4

留意点 4

期間や曜日、時間割を工夫して、同じ学年をまとめて行うなどの工夫を行うこと。

5

留意点 5

プールの形状がすり鉢型で水深が違う場合は、水深が変わらない横方向での移動を活用するなど、プールでの活動方法を工夫すること。

適切な水位設定



水位は、多くの児童のへそから胸あたりを基本とし、すべての児童の両肩が水面から出るラインを目安とする。また、授業の際は、毎時間、入水時に水位を確認すること。

4 安全な水泳授業の実施

⑧ 水泳の授業を行う前に

1

天候の判断

児童の安全を確保するために、事前に天気予報を確認するとともに、天気の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中断・中止等の適切な措置を講ずること。また、落雷の予報にも注意が必要となる。

2

安全上の対策

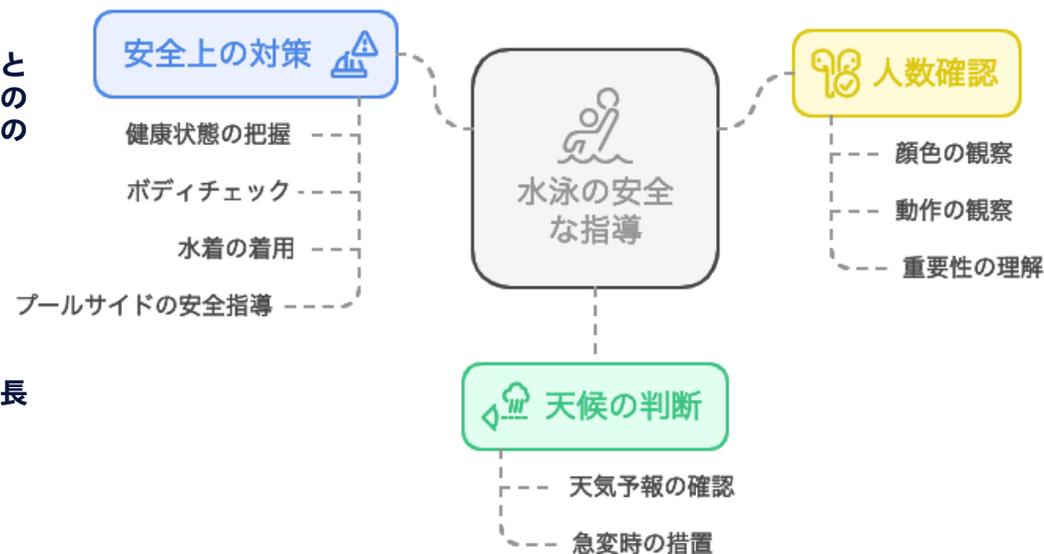
- 児童の健康状態の把握
- ボディチェック：耳垢とり、爪、用便を済ませる、髪の毛の長い児童はゴムでまとめる
- 水中で動きやすい水着の着用
- プールサイドを走らない等の安全上の指導

3

人数確認

人数確認は授業実施者が必ず行い、顔色、動作などから健康状態をしっかりと観察し、児童にも人数確認の重要性をしっかりと理解させることが大切である。

水泳の授業を行う前に



4 安全な水泳授業の実施

⑨ 効果的な準備運動

準備運動は、事故を防止する上で不可欠なものです。準備運動の必要性、重要性を児童に理解させ、自主的・主体的に実施できるように指導することが必要となる。

1

準備運動の運動量

準備運動の量は、児童の身体の状態をよく観察し、気象条件を考慮しながら適宜運動量を変える必要がある。長時間、激しい運動をさせることは好ましくない。

2

準備運動の内容

身体のすべての部分の屈伸、回旋、ねん転などを取り入れた運動を行うことが大切となる。主運動と関連した動きを入れることも可能である。心臓に近い部分の運動から始めたり、簡単なものから複雑なものへ、最後は心肺に刺激を与える運動で終えたりという手順が一般的とされている。

効果的な準備運動の理解



運動量

児童の状態と天候に基づいた調整



運動内容

すべての体の部分を含む動きの組み合わせ



安全の重要性

事故を防ぐために不可欠

4 安全な水泳授業の実施

⑩ プールの管理と施設点検

1

プールサイドの清潔

プールサイドは準備運動や移動など多目的に使用されるため、常に清潔な環境を保つために清掃活動を行う。

2

整理整頓の徹底

コースロープや補助具などがつまずきの原因にならないよう、使用後は所定の位置に戻し、整理整頓を徹底する。安全な動線を確認することで事故防止につながる。

3

施設のセキュリティ確保

プールを使用しない際は施錠し、金網の点検も定期的に行う。不審者の侵入や無断使用による事故を防止するための重要な対策となる。

4

排水口等の安全点検

排水口の蓋の固定状況を目視・触診・打診で確認する。ネジやボルトの緩み、腐食、変形、欠落、破損がないか点検し、吸い込み防止金具の状態も確認する。

プールの管理と施設点検サイクル

安全点検の実施

排水口の安全を含む施設の定期点検。

セキュリティの確保

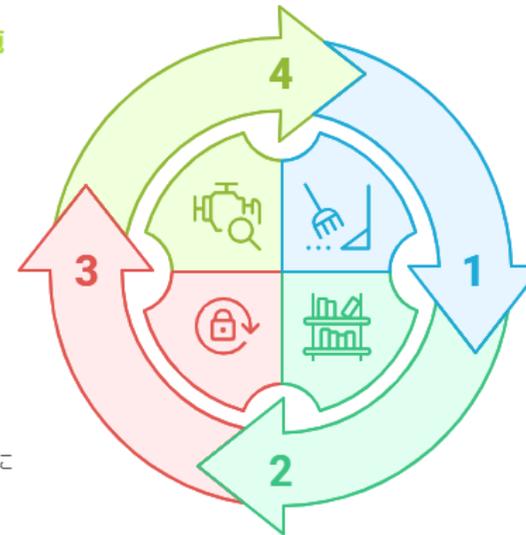
不正使用を防ぐためにプールを施錠する。

プールサイドの清掃

プールエリアを清潔に保つための定期的な清掃。

整理整頓を徹底

安全のため設備を整理整頓された状態に保つ。



4 安全な水泳授業の実施

⑪ 水温管理の目安と判断基準

1

水温の適正值

初心者や低学年は23℃以上が望ましい。上級者や高学年でも22℃以上を維持する。

水泳授業に適した水温



2

気温との関係

水温と気温の差も快適性に影響する。気温が高ければ水温が若干低くても不快感は少なくなる。

3

総合的な判断

学年、能力、水温、気温、学習内容を総合的に考慮して判断することが大切である。

4 安全な水泳授業の実施

⑫ 水質検査



児童が安全に水泳を行うためには、適切な水質管理が必要であり、「学校環境衛生基準」の定めを守り、安全な水質管理に努めなければならない。検査項目(1)～(6)については使用日の積算が30日ごとに1回、(7)については使用期間中に1回以上、(8)については毎学年1回定期的に学校薬剤師に相談のうえ、検査を実施することが望ましい。

また、低水位で水泳授業を継続して行う場合、満水でない状態でプールを使用すると浮遊物を排出するオーバーフローが機能しなくなるため、頻りに浮遊物を取るなど、水質管理に最大限、配慮しなければならない。

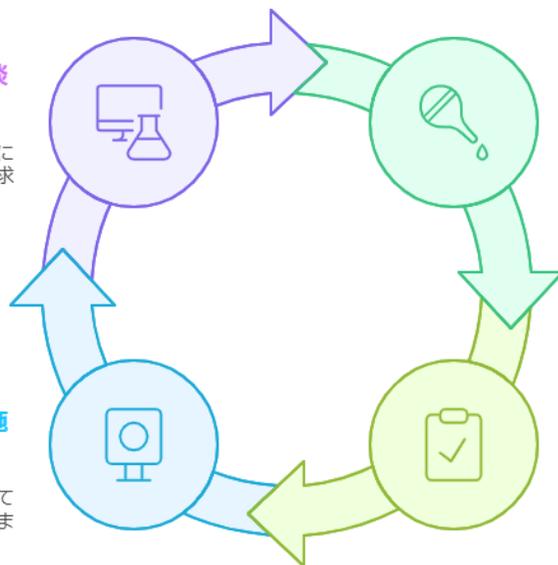
学校プール水質管理サイクル

学校薬剤師と相談する

水質検査の計画と実施について専門家の助言を求めます。

追加の検査を実施する

指定された基準に従って追加の水質検査を行います。



基準に従う

水質が学校衛生基準に準拠していることを確認します。

項目を毎月検査する

使用の累積日数ごとに主要な水質項目を検査します。

【学校環境衛生の基準（文部科学省通知、平成21年3月改訂）】

プールの原水	飲料水の基準に適合するものであることが望ましい。
(1) 遊離残留塩素	遊離残留塩素濃度は、プールの対角線上におけるほぼ等間隔の位置3か所以上の水面下20cm及び循環ろ過装置の取水口付近の水について測定し、すべての点で0.4mg/ℓ以上であること。また、1.0mg/ℓ以下であることが望ましい。
(2) PH値（水素イオン濃度）	水素イオン濃度は、5.8以上8.6以下であること。
(3) 大腸菌	検出されないこと。
(4) 一般細菌	1mℓ中200コロニー以下であること。
(5) 有機物等	過マンガン酸カリウム消費量として、12mg/ℓ以下であること。
(6) 濁度	2度以下であること。
(7) 総トリハロメタン	0.2mg/ℓ以下であることが望ましい。
(8) 循環ろ過装置の処理水	循環ろ過装置の出口における濁度は、0.5度以下であること。また、0.1度以下であることが望ましい。

なお、プール指導・管理日誌を作成し、教職員で共通理解し授業者で引き継ぐなど、日誌を記入しておくことが大切。

4 安全な水泳授業の実施

⑬ 熱中症対策

1

水中での活動

水温が中性水温（33℃~34℃）より高い場合は、体温を下げる工夫をする。プール外の風通しのよい日陰で休憩する、シャワーを浴びる、風に当たるなどが有効である。

2

プールサイドでの活動

気温やWBGT値（暑さ指数）を考慮し、こまめに日陰で休憩する、活動時間を短くするなど、活動内容を工夫する。帽子や日傘の使用、見学場所の工夫により直射日光に当たらないようにする。

参考例：「学校屋外プールにおける熱中症対策」（独立行政法人日本スポーツ振興センター）



水泳授業の安全確保に向けた今後のスケジュール

目標達成のための行動計画

01

各学校が「水泳授業安全管理指針」を作成

各学校が作成した「水泳授業安全管理指針」を水泳授業開始（指定された期日）までに市教委に提出してください。



02

学校安全指導者研修会の実施

市教委主催の指導者研修会を毎年5月に開催し、悉皆にて研修を実施します。



03

市教委担当者による学校訪問

水泳授業が開始されるまでに市教委担当者が各学校を訪問し、指導・助言等を行います。



04

市教委担当者による水泳授業の参観

水泳授業の実施状況について市教委担当者が各学校を訪問し、指導・助言等を行います。

参考資料 「溺死に至るプロセスと溺者の特徴」

1

呼吸の試み

溺者は水中で息を吸おうとするが、気道に水が入り込む。この時点で強い咳反射が起こり、体は気道への水の侵入を防ごうとする。

2

水の侵入と空気の喪失

呼気は水中に出るものの、吸気の際には水を飲み込む現象が発生する。反射運動により、一部の水は気道ではなく食道へ流れるが、肺内の空気は徐々に失われていく。

3

酸素欠乏と意識喪失

脳への酸素供給が断たれ、事故発生から30秒～2分の間に意識を失う。その後、自発呼吸が停止し、仮死状態に陥る。

4

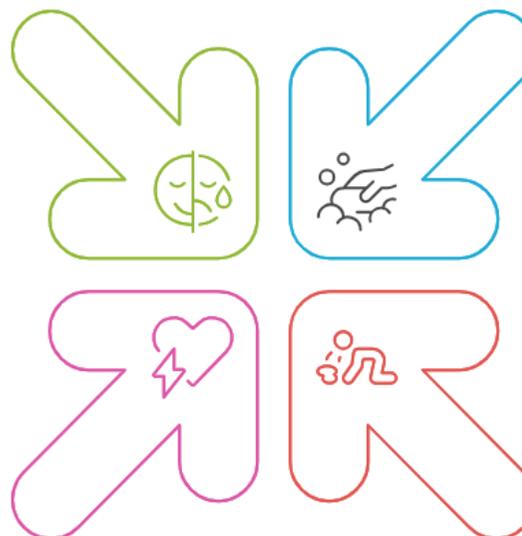
心停止

酸素不足の状態が続くと、最終的に心臓も停止し、完全な臨床的死に至る。

溺者の状態

疲労

声は出せても、水面で溺れた仕草をしていない



潜水中、呼吸を止めて
いられる限界を越える

浮上できずに溺れる

水を飲んで呼吸に
失敗

声が出ず、しばらく水面でも
がいている

心臓発作/脳卒中
/強いパニック

手足が動かせなくなり、
すぐに水に沈む

連絡先情報

問い合わせ窓口

水泳指導に関するさらなる質問や相談があれば、
以下の連絡先にご連絡ください。

また、体育に関する校内研修の講師等の依頼につ
いても気軽にご相談ください。

学校教育課
学校体育・安全支援チーム
担当：山本（チーム長）・濱田

 088-832-4497





参考文献等一覧

- 「学校体育実技指導資料第4集 水泳指導の手引き（三訂版）」文部科学省 平成26年3月
- 「プールの安全標準指針」文部科学省 平成19年3月
- 「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 体育編」文部科学省
- 「学校における水泳事故防止必携（新訂二版）」独立行政法人日本スポーツ振興センター 平成18年6月30日
- 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「学校屋外プールにおける熱中症対策」独立行政法人日本スポーツ振興センター
平成31年3月
- 「学校における水泳プールの保健衛生管理（平成28年度改訂）」公益財団法人日本学校保健会
- 「小学校体育（運動領域）指導の手引き～楽しく身に付く体育の授業～」スポーツ庁
- 雨雲の動き・雷活動度・竜巻発生確度（ナウキャスト）－気象庁－
- 「ルールを守ってたのしい水泳・水遊び－ウォーターセーフティハンドブッカー」日本赤十字社 平成29年5月
- 「小学校における水泳指導の手引き－安全管理を徹底するために－」京都市教育委員会 令和2年3月
- 「北広島市水泳学習の手引き～安全管理の徹底～（指針）について」北広島市教育委員会 令和6年12月
- 「赤十字水上安全法講習教本（12版）」日本赤十字社

高知市「安全・安心で楽しい体育授業」支援事業

(水泳授業再開に関する関係各課支援スケジュール 4月～8月) R7.5.8 総合教育会議

	学校教育課	人権・こども支援課	学校環境整備課	
4月	定例校長会(4.15) ●支援チーム発足(4.1) ●安全管理マニュアル発出(4.15) ●教育長保護者向メッセージ(4.22)	定例教育委員会(4.30) ●心理調査実施全般に関する協議(長浜小) ●保護者アンケート内容相談 ●心理調査実施協議	経済文教委員会(4.16)「検証報告について」 ●プール清掃委託 ●AED リース2台目入札 ●プール槽点検委託 ●プール給水上下水道局連携 ●ビート板等備品購入予算配当	
	総合教育会議(臨時 5.8)	定例校長会(5.13)	支援チームとの連携・協議	定例教育委員会(5.00)
5月	●支援チーム訪問 ●外部利用校準備 ●指導者研修会(中学 5.8) ●指導者研修会(小学 5.15) ●校内研修(伝達研修随時)	●心理調査の実施(長浜小) ●心理調査結果に基づく児童・保護者心理支援(長浜小) ●教職員への心理支援(長浜小) ●児童生徒心理支援	●外部利用校準備・保護者説明 ●プール清掃(順次) ●プール槽点検・浄化装置点検 ●各種修繕対応 ●プール給水 ●AED2 台目配置	
	定例校長会(6.3)(7.3)	定例教育委員会(6.00)	支援チームとの連携・協議	各校水泳授業(中旬以降)
6月 ・ 7月	●支援チーム訪問、授業指導、支援 ●7月5日慰霊への学校支援	●水泳授業再開時の児童生徒・保護者心理調査 ●心理調査に基づく児童生徒・保護者心理支援 ●水泳授業実施期間中の心理支援 ●慰霊に関連する心理支援(長浜小・南海中)	●随時不具合修繕 ●浄化装置水泳授業期間中点検	
	支援チームとの連携・協議			定例教育委員会(8.00)
8月	●支援チーム、授業指導、支援振返り ●今後の授業準備 ●各校訪問	●児童生徒、教職員心理支援のまとめ	●浄化装置水泳授業終了後点検	
	重大事案検証室			「事故対応に関する総合調整」「事故対応の広報(ホームページ等)」「行政情報公開請求対応」